

指定給水装置工事事業者及び排水設備工事事業者の指定の効力停止について

この度、金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成 9 年公営企業管理規程第 12 号）第 4 条及び金沢市排水設備工事事業者規程（平成 13 年公営企業管理規程第 3 号）第 8 条の規定に基づき、令和 7 年 10 月 24 日付けで、下記のとおり、指定給水装置工事事業者及び排水設備工事事業者の指定の効力を停止しました。

記

処分対象事業者	金沢市寺町 5 丁目 5 番 24 号 田宮製作所 代表取締役 田宮廉実
処分対象となる区域	白山市の給水区域及び下水道事業計画区域（農業集落排水施設の処理区域を含む。）
処分の内容	給水装置工事事業者の指定 指定の効力停止 3 月 （令和 7 年 10 月 24 日から令和 8 年 1 月 23 日まで） 排水設備工事事業者の指定 指定の効力停止 6 月 （令和 7 年 10 月 24 日から令和 8 年 4 月 23 日まで）
処分の理由	白山市美川地域内の食品販売業を営む店舗兼住宅において、次の違反行為を行った。 ・管理者の承認を受けずに給水装置工事及び排水設備工事を施行し、工事完成後も管理者の検査を受けなかった。 ・給水装置を井戸系統配管と誤接合した。 ・排水設備を管理者の検査前に無断で公共ますに接続した。 【違反に該当する規定】 ・水道法第 25 条の 3 第 1 項第 3 号ホ及び第 25 条の 8 ・水道法施行規則第 36 条第 5 号イ ・金沢市排水設備工事事業者規程第 4 条第 4 号オ ・白山市公共下水道条例第 4 条及び第 6 条